

規制シート(様式)

(別紙1)

070196001050002

平成27年6月26日

規制の名称	警察署長による道路の使用の許可	所管府省	警察庁
根拠法令等	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	交通局交通規制課長 櫻澤 健一
規制目的	道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図ること。		
規制内容の概要	道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人は、当該工事又は作業に係る場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)の許可が必要。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>道路使用許可制度は、道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図る上で不可欠な機能を果たしていることから、現行制度を維持する必要があります。</p> <p>道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならないこととされています(道路交通法第77条第2項)。</p> <p>工事における道路使用許可については、申請に係る工事の実施場所、実施時間、実施形態等により交通の妨害となる程度も千差万別であることから、所轄警察署長が、個別具体の事情に応じて、その可否を判断しているところですが、御提案内容のとおり、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるときは、午前9時から午後5時までの間以外の時間帯における工事であっても、許可をしなければならないこととなります。</p> <p>作業時間を限った断続的な工事よりも、昼夜連続の作業によって工事期間を短縮する方が、道路使用に伴い発生する交通の妨害の程度が総体として小さいと評価できる場合があることについては、所轄警察署長が個別具体の事情に応じて道路使用許可の可否や条件を判断する中で考慮しているところであり、今後とも、工事の実施主体の意向等を踏まえつつ、道路使用許可制度の適切かつ弾力的な運用に努めることとしています。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>